

令和 7 年度府中市森づくり事業募集要項 (里山林対策)

1 趣旨

府中市では、ひろしまの森づくり県民税条例（平成 18 年広島県条例第 58 号）の規定による県民税を活用し、森林の機能が十分発揮される森づくりや森林を市民で守り育てる意識の醸成を図るため、別表に定める事業を実施することとしています。

この事業を推進するために、令和 7 年度において、里山林対策事業について次の事業内容の事業実施要望を募集します。

2 募集事業

次の事業内容により募集します。

(1) 里山林整備事業（別表 2）

里山林への森林整備による地域の景観保全や防災・減災、鳥獣被害防止に取り組む活動に対して支援を行うものです。

（例：資材購入、作業器具整備、森林整備 等）

(2) 里山保全活用支援事業（別表 2）

里山林等の保全活用に関する住民団体や N P O 等の自らの企画・立案による取り組みや企業における社会貢献活動に対して支援を行うものです。

（例：資材購入、作業器具整備、作業小屋等整備 等）

(3) 森林・林業体験活動支援事業（別表 2）

森林・林業に対する理解と森づくりへの積極的な参加を図るため、森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動等に支援を行うものです。

（例：材料購入、作業器具整備、講師派遣 等）

なお、事業内容等の詳細については別表をご覧ください。

3 事業の応募について

(1) 応募資格

応募者の資格は、次のとおりとします。

(ア) 事業実施要望

府中市内のボランティアグループ、町内会等の団体

(2) 事業応募様式

応募する事業実施要望・計画書の様式等については、下記事業区分に従い、別記様式第1～2号のとおりとします。

(3) 事業期間

令和8年3月31日（火）までに完了するものとします。

(4) 補助の対象となる事業内容及び補助率等

補助の対象となる事業内容及び補助率等は別表のとおりとします。

(5) 応募期限、提出場所及び提出部数

(ア) 応募期限

令和7年6月20日（金）までとします。

(イ) 提出場所

応募期間中に府中市農林課に提出してください。

(ウ) 提出部数

1部とします。

(6) 事業の選定方法等

提出された事業実施要望は、「府中市森づくり事業協議会」にて内容等を審査し、採択事業を選定します。

(7) 事業の実施に関わる事項

(ア) 事業実施要望が採択された事業実施主体者が事業を実施する場合は、当該事業年度において補助金の交付申請が必要です。

(イ) 事業の実施を通じて発生する知的財産権は応募者に帰属しますが、市が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合に、市に対し、当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾いただくことが必要です。

4 事業内容の公開

採択された事業内容は公開を原則とします。

なお、知的財産権に係る内容の公開については、応募者の許諾を得ることとします。

5 事業実施要望・計画書の提出先及び問い合わせ先

〒726-8601 府中市府川町 315

府中市 農林課 農林整備係 電話 0847-44-9159

別表 2

区分	事業名	事業実施主体	事業内容	対象経費	補助（交付）率
交付金	里山林整備事業	・森林所有者 ・認定事業者（※注1） ・町内会等	里山林への森林整備による地域の景観保全や防災・減災、鳥獣被害防止に取り組む活動を支援する。	事業実施主体者が次の事業を行うのに要する経費 (1)里山林への森林整備に関する取組みに要する経費	10/10 以内 ※ただし備品等については別途協議
	里山保全活用支援事業	・森林保全を行う団体（住民団体、NPO、企業等）	住民参加型の里山林の保全活用のための活動を促進するため、住民団体やNPO等自らの企画・立案による取組みや企業による社会貢献活動等を支援する。	事業実施主体者が次の事業を行うのに要する経費 (1)里山林等の保全活用に関する住民団体やNPO、企業等の自らの企画・立案による取組みに要する経費等	10/10 以内 ※ただし備品等については別途協議
	森林・林業体験活動支援事業	・森林保全を行う団体（住民団体、NPO等） ・学校等	森林・林業に対する理解と森づくりへの積極的な参加を図るため、森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動、木育活動等を行う。	事業実施主体者が次の事業を行うのに要する経費 (1)森林・林業体験活動や学習、木育活動等の実施に要する経費	10/10 以内

※注1：林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づき知事の認定を受けた認定事業者